

横須賀市立高坂小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成29年4月策定

令和2年5月改訂

令和3年5月改訂

1. いじめ防止に向けた基本姿勢

ここで言う「いじめ」とは、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策進法」及び10月11日策定の「国のいじめ防止等のための基本的な方針」と同一の定義に基づき、いじめが、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあると捉えるべきものです。

本校で学ぶ全ての児童が、安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため、「高坂小学校いじめ防止基本方針」を定めます。

2 いじめの未然防止

いじめ対策で、最も重要なのは、「未然防止」です。高坂小学校では、教育活動の大きな柱として、児童への「高坂スタンダード」の定着を進めてきました。

認め合いましょう あいさつをしましょう まず、聞きましょう

この中で、人権を著しく侵害する「いじめ」は、「認め合いましょう」の真逆の行為そのものであると言えます。

私たち高坂小学校の教職員は、高坂小児童の実態を見極め、スタンダードの見直しを進めていきながら、次のような視点でいじめの未然防止に取り組んでいきます。

- ①児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ②教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- ③道徳の時間には命の大切さや仲間の大切さについての指導を行う。
- ④「いじめは絶対に許されないことである」という認識を全校の児童がもつように、教育活動全体を通して指導し、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ①お互いの良さや違いを認め合い困った時に相談したり助け合ったりする学級作り
- ②自由にものが言え、安心して聞き合える学級風土づくり

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①児童一人一人が活躍できる学習活動
以下の教育活動の推進を通して、児童一人ひとりの活躍の場の設定をめざし、各自の自尊感情を育てていく。
 - ・ 伝え合い、認め合い、高め合う活動を踏まえた授業づくり
 - ・ たてわり活動での異学年交流の充実
 - ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や家庭学習の工夫
- ②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
学習活動の中でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが 違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることを目指す。
- ③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ④人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

学校いじめ防止対策委員会

学校内	学校外
役職	
校長	学校評議員 1
教頭	学校評議員 2
担当総括教諭	学校評議員 3
支援教育コーディネーター	学校評議員 4
児童指導担当教諭	学校評議員 5
養護教諭	
スクールカウンセラー	
ふれあい相談員	

〈会議の開催形態〉

①「いじめ防止委員会」

児童生徒の問題行動等に係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのための打ち合わせを行います。

〈活動内容〉

- ・ふれあい相談日（校内）
- ・いじめ対応への検討・対応方針の決定
- ・いじめ相談・通報対応

②職員会議における学年から児童支援全体共有

- ・全職員に周知。課題の確認と共有を図ります。

③児童支援 B グループ

- ・いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。原則として、月 1 回開催します。

④「学校いじめ防止対策委員会」全体会

外部関係機関を含めたすべての構成員が集まり、いじめ防止等の取組の検討、検証を行います。必要に応じて開催します。

〈活動内容〉

- ・いじめ防止策等の取組の検討・検証

4 いじめの早期発見

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

①休み時間や放課後の雑談の中での児童生徒の様子の把握

②個人面談、家庭訪問等による把握

イ 児童・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口の周知に努めます。

横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番：0466-81-8111

① 保健室だより、相談室だよりの発行

② スクールカウンセラーの活用（浦賀中学校配属）

ウ 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、児童生徒の状況を客観的な把握に努める。

学校生活アンケートの実施 年 3 回（6 月、10 月、2 月）

5 いじめへの対処

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。
- イ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を止めさせます。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に関わりを持ちます。
- ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- エ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- カ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようと言う態度を育むようにします。
- キ SNS等を介して行われるインターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの対応に理解・協力を求めています。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。
- ク 特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行います。
- キ 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対応を行います。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。
- イ 教育委員会と協議の上、校長は当該事案に対処する**校内緊急対策チーム**を招集します。
メンバーは、**管理職・支援・指導担当総括教諭・児童指導担当教諭・当該事項に関わる児童の担任及び関係教諭**とします。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。